

多様な学びの体験活動及び保護者支援活動等助成事業に係る評価委員会評価基準

(令和8年3月19日教育長決裁)

(趣旨)

第1条 この基準は、多様な学びの体験活動及び保護者支援活動等に係る事業費助成要綱(令和8年3月19日教育長決裁)(以下「要綱」という。)第8条第3項の規定に基づき、多様な学びの体験活動及び保護者支援活動等助成事業に係る評価委員会(以下「評価委員会」という。)が行う評価に関し、必要な事項を定めるものとする。

(本助成事業に申込みのあった事業の評価の視点)

第2条 本助成事業に申込みのあった事業の評価は、不登校児童生徒や登校に不安や悩みを抱える児童生徒(以下「不登校児童生徒等」という。)又はその保護者等の支援に向け、事業理念・目的の適切さ、事業の公益性、事業の計画性、事業の効果のなどについて、別表1「採点表」に示す視点ごとに行う。

(本助成事業に申込みのあった事業の評価の方法)

第3条 本助成事業に申込みのあった事業の評価は、別表1の「採点表」により、以下のとおり行うこととする。

- (1) 各項目は、5段階で採点する。
- (2) 100点×委員の数を満点とし、獲得点数が満点の6割以上の事業を予算の範囲内において助成対象とする。ただし、満点の6割以上であっても、いずれかの項目で最も低い1段階と評価された事業は、助成対象とすることの可否について別途協議する。
- (3) 本助成事業に申込みを行った団体が多数の場合は、獲得点数及び対象経費の査定を行い、予算の範囲内で助成対象とする団体を決定する。

(適正な助成額の算定)

第4条 助成対象の事業については、予算の範囲内において30万円を限度に適正な助成額を算定する。助成額の算定に当たっては、要綱第5条の規定に従い、助成対象経費に該当するか適正に査定を行う。

2 助成額の算定に当たっては、要綱第6条第1項の規定に従い、予算の範囲内において30万円を限度に助成対象経費の全額とする。

(助成対象事業の事後評価の視点)

第5条 要綱第19条第2項に定める助成対象事業の事後評価(以下「事後評価」という。)は、事業の目的及び内容の妥当性と成果の達成度について次により行うものとする。

(1) 内容及び手段の妥当性についての評価

事業の内容及び手段について、「目的を達成するための手法が有効か」、「事業の実施に公益性は保たれているか」などの視点から評価を行う。

(2) 経費の妥当性についての評価

事業の経費について、「目的を達成するための収支内容が経済的で妥当か」、「収支経費は妥当か」などの視点から評価を行う。

(3) 成果及び達成度の妥当性についての評価

事業の成果及び達成度について、「事業の成果はどの程度か」、「目的の達成度はどの程度か」などの視点から評価を行う。

(4) 目的の妥当性についての評価

前各号の評価を踏まえ、当初の事業目的が、「要綱の趣旨に適合し、必要性のある事業であったか」、「目的設定が適切であったか」などの視点から評価を行う。

(事後評価の方法)

第6条 事後評価は、助成対象事業の実施主体が作成する「事業実績概要報告書(様式11)」、「収支決算書(様式12)」、「その他事業の実績を確認するのに参考となる書類」、及び「多様な学びの体験活動及び保護者支援活動等助成事業評価委員用シート(別表2)」の書類を基に行うものとする。

(委任)

第7条 この基準に定めるもののほか、評価の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

この基準は、令和8年3月19日から実施する。